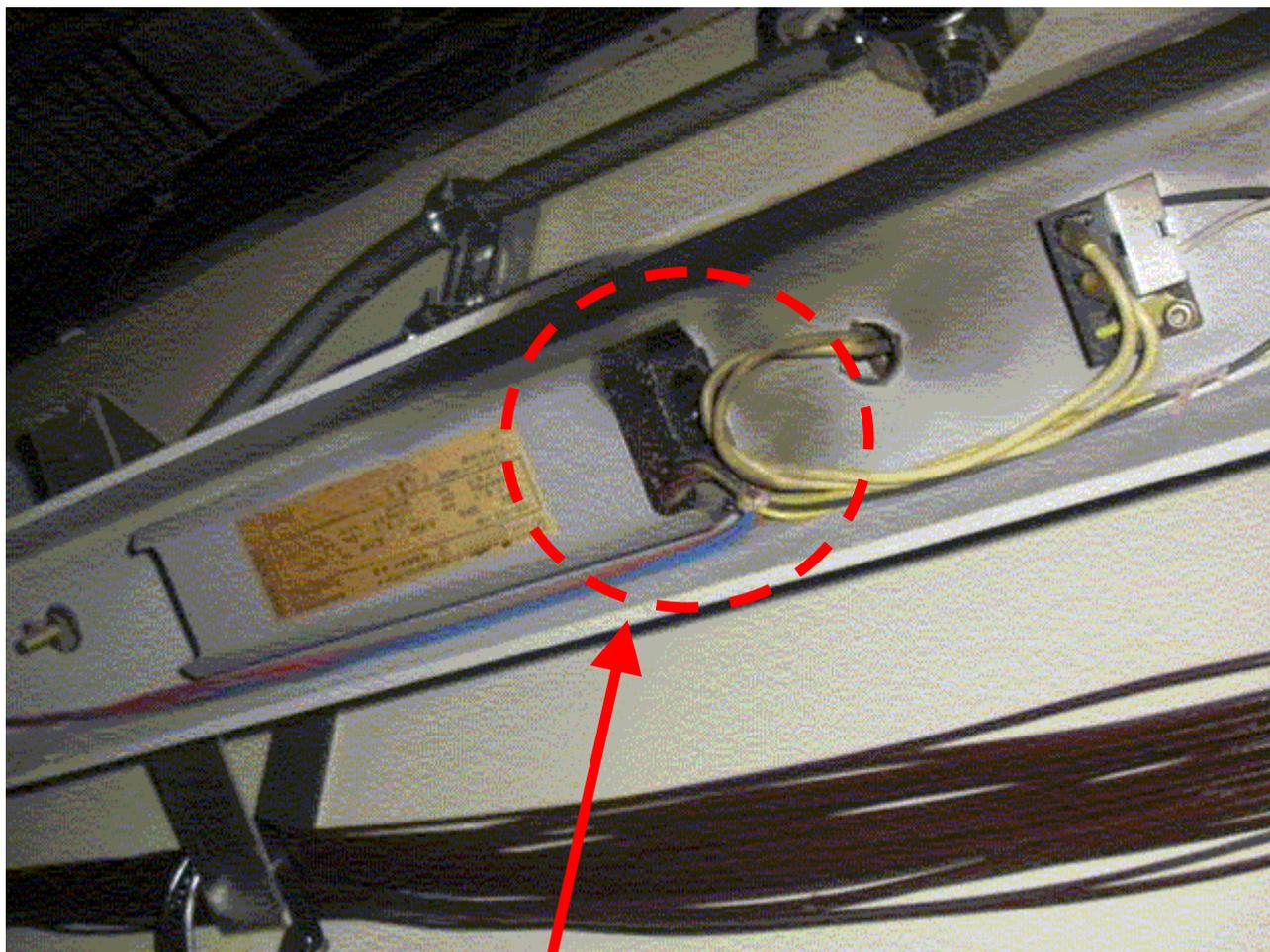


区分：I

号機	6号機	
件名	タービン建屋1階空気抽出器室における蛍光灯からの発火について（続報）	
不適合の概要	<p>（発生状況）</p> <p>平成 25 年 7 月 29 日午後 6 時 49 分頃、定期検査中の 6 号機タービン建屋 1 階空気抽出器室*¹において、パトロール中の当社社員が蛍光灯からの発火を発見しました。このため、速やかに消防署へ連絡をするとともに、現場では、初期消火の為に消火器を準備しましたが、その間に火が消えていることを確認しました。</p> <p>消防署による現場確認の結果、午後 7 時 54 分に鎮火確認、午後 9 時 10 分に火災と判定されました。焼損については、蛍光灯の器具のみであり、周囲への延焼はありません。</p> <p>なお、けが人はおらず、外部への放射能の影響はありませんでした。 （平成 25 年 7 月 29 日お知らせ済）</p> <p>当該蛍光灯の分解点検を実施したところ、蛍光灯の安定器*²が火元であると推定しております。</p> <p>* 1 空気抽出器室 プラント運転中に、タービンを駆動した蒸気を水に戻す復水器を真空に保つための機器が設置されている部屋</p> <p>* 2 安定器 蛍光灯が点灯する際に高い電圧を発生させることと、点灯後は蛍光管に流れる電流を制限して安定した動作をさせるためのもの</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / (その他設備)</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	安定器から発火した詳細の原因について、今後、調査を実施してまいります。	

6号機 タービン建屋1階SJAE室における発火について

蛍光灯の安定器部分の拡大写真



発火のあった蛍光灯

